

久喜市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市自転車等放置防止条例施行規則（平成22年久喜市規則第190号）の一部を次のように改正する。

第8条中「その氏名及び住所を証する書類」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、運転免許証その他の氏名及び住所を証する書類」に改める。

様式第5号中

「

<p>整理番号</p> <hr/>
<p>返還の際確認した事項</p>
<p><input type="radio"/> 身分証明書（学生証）</p>
<p><input type="radio"/> 保険証</p>
<p><input type="radio"/> 運転免許証</p>
<p><input type="radio"/> その他（具体的に）</p>
<p>確認者氏名</p> <hr/>
<p>（署名又は記名押印）</p>

」

を

「

<p>整理番号 _____</p> <p>返還の際確認した事項</p> <p><input type="radio"/> 個人番号カード</p> <p><input type="radio"/> 運転免許証</p> <p><input type="radio"/> 資格確認書</p> <p><input type="radio"/> その他（具体的に）</p> <p>確認者氏名</p> <p>_____</p> <p>（署名又は記名押印）</p>

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。